

東北医科薬科大学薬学部が求める教員像及び教員組織の編制方針

東北医科薬科大学が定める「求める教員像及び教員組織の編制方針」を踏まえ、薬学部が求める教員像及び教員組織の編制方針を次のとおり定める。

＜求める教員像＞

1. 薬学部の教育研究の目的を深く理解し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーを実践できる者。
2. 薬学部薬学科においては、医療人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、先進的な薬物療法を探究するとともに疾病の予防・治療及び健康増進に積極的に参画する意識と実践力を備え、地域医療に貢献できる薬剤師の養成を主たる教育研究目的としており、これに寄与できる者。
3. 薬学部生命薬科学科においては、薬学・生命科学に携わる人としての心豊かな人間性と倫理観を持ち、医学と薬学の2つの領域にまたがる生命科学を探究するとともに高度の専門知識を修得し、健康に関する様々な分野で活躍する人材の養成を主たる教育研究目的としており、これに寄与できる者。
4. 「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」、「臨床薬学」などの各専攻分野に関するすぐれた教育・研究業績と能力を有し、将来において高等教育や研究を発展させ、質の高い人材養成ができる者。
5. 教育、研究、社会貢献、学部運営に他の教職員と協力して、強い使命感と高い倫理観をもって取り組むことのできる者。

＜教員組織の編制方針＞

上記の求める教員像に照らして、以下のとおり教員組織を編制する。

1. 教員組織

- (1) 薬学部の教員は、学部の人材養成に関する目的及びその他教育研究上の目的を実現するため、「基礎薬学」、「医療薬学」、「衛生薬学」、「臨床薬学」などの各専攻分野に教員を適切に配置する。
- (2) 組織は、「大学設置基準」及び「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に留意しつつ編制する。

2. 教員の人事

- (1) 求める教員像に照らして、教員の募集・採用・昇格等に関する諸規定（「学部教員及びこれに準ずる者の選考基準」、「教育職員採用及び異動の手続きに関する規程」）に基づき透明かつ公正な人事を行う。

審査においては、薬学部教授会に置く資格審査会（「教育職員採用及び異動の手続きに関する規程資格審査会細則」）及び薬学部教員選考委員会（「教育職員採用及

び異動の手続きに関する規程教員選考委員会細則」）が、薬学部の教育・研究を担当するのにふさわしい教育上の能力や研究の業績を有するかについて厳正な審査を行う。

3. 教員の資質向上

- (1) 薬学部では、全学的なFD(ファカルティ・ディベロップメント)活動及び「薬学部FD部会」のもと、研修会やワークショップ等を通して、教員の教育や研究の能力向上を図る。